

# いじめの防止等のための基本方針

長田小学校

## 1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重体な危険を生じさせうる恐れがある。

いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることである。

宜野湾市いじめ防止基本方針においては、「いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関相互の連携等をより実効的なものにする。」とされており、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図る必要がある。

これを受けて、本校においても、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめは許されない行為であることを理解させることを基本方針とする。

## 2 いじめの定義について

いじめ防止対策推進法によると、いじめの定義は以下の通りである。

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(以下省略)

【いじめ防止対策推進法】

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けたとする児童生徒の立場に立つことが必要である。「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。外見的には、遊びやふざけあい、または、けんかのように見えることでも、いじめを受けたとする児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、いじめの判断及び認知は、特定の教職員のみならず、関係している外部機関の職員(心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者等)も活用するものとする。

### 3 「いじめの防止」について

#### (1) いじめの防止

いじめは人権侵害であり、絶対に許されない卑怯な行為である。一方、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が重要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも未然防止の観点から重要である。

#### (2) 本校での取組

- ① いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点について、全教職員の共通理解を図る。
- ② 日常的にいじめの問題に触れ「いじめは人間として絶対許されない」との雰囲気醸成する。
- ③ いじめの具体的なものについて、掲示し児童の認識を高めるようにする。
- ④ いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ⑤ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたりいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意をはらうようにする。
- ⑥ 自己有用感や自己肯定感の育成する。

### 4 「早期発見」について

#### (1) いじめの早期発見

いじめの早期発見のためには、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づくことや、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することなどが必要である。

また、いじめの早期発見のため、学校は定期的にアンケート調査や教育相談を実施するとともに関係機関が設置する電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、更に地域、家庭と連携して地域内巡回等により児童生徒を見守ることが必要である。

#### (2) 本校での取組

- ① いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人の気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ② 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努める。
- ③ 児童の示す小さな変化や危険信号を見逃さないアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ④ 暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。
- ⑤ 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施により実態把握をする。

## 5 「いじめに対する措置」について

### (1) いじめへの対処

いじめがあることが認識された場合、学校は直ちに教職員が連携し、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携していくことが必要である。

このため、教職員は常日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、組織的な対応を可能とするような体制整備を図ることが重要である。

### (2) 本校での取組

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。(児童の社会性の向上、人格形成に主眼をおいて指導する。)
- ③ 教職員全員で共通理解の下、学校長を中心に組織的に対応する。
- ④ 学校、保護者、関係機関・専門機関と連携して対応に当たる。

## 6 家庭及び地域、関係機関等との連携

### (1) 家庭や地域、PTA との連携

子ども自身に地域社会の一員としての自覚を持たせることは重要である。それには、地域の行事や奉仕活動、子ども会等に積極的に参加させるなど、地域全体で子どもの健やかな成長を促すため、学校、地域、家庭との連携が必要である。

また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えば、PTA や地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したり、「いじめについての講演会」を実施するなど、学校、地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

### (2) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な成果を上げることが困難な場合などには、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、法務局等)との適切な連携が必要であり、そのためには常日頃から、学校や教育委員会が、関係機関との情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

### (3) 本校での取組

- ① 家庭や地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だよりなどを通じて、緊密な連携協力を図る。
- ② 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ③ 必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察など外部専門機関との実効性のある連携と構築する。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態の発生と調査

学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校では組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

尚、調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

### (2) 重大事態の意味

#### ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

#### ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

- 不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

#### ③ その他の場合

- 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった場合

### (3) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに発生の報告を行う。

市立学校 → 市教育委員会 → 市長

※児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (4) 調査の趣旨及び調査主体

#### ① 調査の趣旨

いじめ防止対策推進法第 28 条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の辞退の発生の防止に資するために行うものである。

#### ② 調査主体

学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援に対し、依頼することができる。

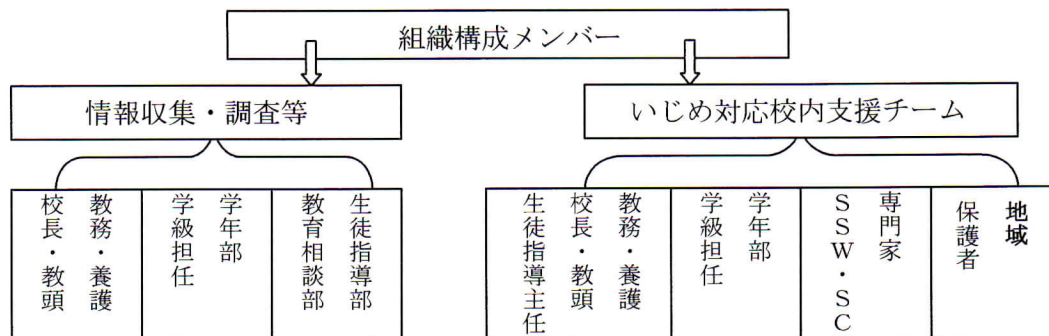
## 8 いじめ防止のための組織 (次ページ参照)

# いじめ対応・教育支援

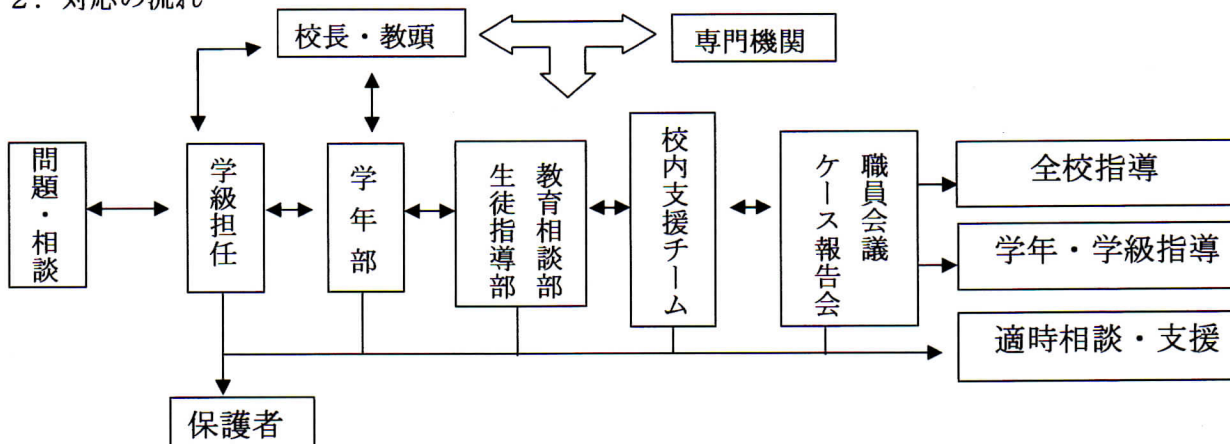
## 1. いじめ対応校内支援チーム設置の方針

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織) 第二十二条  
 いじめの防止等のための基本的な方針平成 25 年 10 月 11 日文部科学省  
 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

本校は、いじめ対応の組織として上記第二十二条を踏まえた校内支援チームを設置する。



## 2. 対応の流れ



## 3. 具体的な動き

<p><b>情報を集める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●教職員、児童生徒、保護者、地域住民、その他から「組織」に情報を集める</li> <li>●いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める</li> </ul>	<p><b>指導・支援体制を組む</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「組織」で指導・支援体制を組む (学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)</li> </ul>	<p><b>子供への指導・支援を行う</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめられた児童生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教員、家族、地域の人等)と連携し、寄り添い支える体制をつくる</li> <li>●いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む</li> <li>●いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える</li> </ul>	<p><b>保護者と連携する</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う</li> </ul>
---	---	---	---